

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 133 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 9 月 11 日

千葉地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 4 2 号

対象土地 市原市白塚字上古屋布 2 6 9 番 1

市原市白塚字上古屋布 2 6 7 番 1

手続番号 令和 8 年第 4 3 号

対象土地 市原市白塚字上古屋布 2 6 9 番 1

市原市白塚字上古屋布 2 6 8 番

手続番号 令和 8 年第 4 4 号

対象土地 市原市白塚字上古屋布 2 7 6 番 1

市原市白塚字上古屋布 2 6 8 番

手続番号 令和 8 年第 4 5 号

対象土地 市原市白塚字上古屋布 2 7 6 番 1

市原市白塚字上古屋布 2 6 6 番 1

2 関係人の氏名

地引重成法定相続人地引義雄

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の申請がされた旨の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に
交付する。